

# 教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 28 年 11 月 21 日(月) 開会 10 時 30 分  
閉会 11 時 22 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①(仮称)子どもも大人も輝く里づくり「心身きらり条例」の制定について
4. 出席者 小笠原委員長 野地副委員長 根岸委員 前田委員 二宮委員 露木委員  
渡辺委員 添田議長
- 傍聴議員 0 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経 過

## ①(仮称)大人も子どもも輝く里づくり「心身きらり条例」の制定について

委員長 9 月議会の最終日に、継続調査の委員長報告をさせていただいた。内容については、二宮町健康づくり子どもも大人も輝く里づくり「心身きらり条例」について、地域と学校の在り方についての 2 つである。9 月議会までは、我々が条例案を検討してきた。地域と学校の在り方についての報告については、三鷹市に視察に行く予定で、調整中ということ述べた。条例に関して、この間 2 か月の動きを確認する。10 月 6 日に執行者側と条例案文についてやり取りをした。特にこの日は健康福祉部作成の素案をいただいた。それについての説明を受ける形で、それに対する質疑をした。そこで結論は出ないので、今後我々が、執行者側が作成してきたものに対し、どのような取り組みをしていくかということ、何度も勉強会を開催した。

議長 確認である。健康福祉部が作成した素案なのか、この委員会で作成した素案の修正を加えた健康福祉部案なのか、どちらか。

委員長 健康福祉部は、我々が事前に出した、条例を意識しつつ、健康福祉部なりの条例案を作成してきたわけである。条例の素案は、前文と第 1 章総則、第 2 章健康づくりの推進に関する基本的施策、第 3 章健康づくりの推進体制、第 4 章雑則及び附則ということ出ている。それを叩いて進めてきたが、そもそも条例を作る大きな目標としては、各課横断的に健康福祉部だけに捉われず、子ども達を含めた教育の分野、まちづくりも関わる部分もある。理念としては、そういう形で、広く各課横断的な条例を作成したいというところでは、健康福祉部案は我々のものとは違うものである。最初に我々が出したものは、形としてレベルがそろっていない文章もあったので、健康福祉部案をたたき台にすることで、作成してきた。

議長 根本的に間違っている。まず健康福祉部案について、当初委員会で出したものは細部に渡りすぎており、レベル合わせができていなかった。そのことによ

り、重複する部分がかかりあった。それを健康福祉部が整理して出してきた。当常任委員会が考えている条例というのは、単に健康福祉部の管轄、所管内だけでなく、今、委員長が言ったように、子育て、体育施設等を含めた中、色々な形でこの条例案を作ろうと、これが特徴だと思う。特に健康に関しては、乳幼児から、そして子育て支援、障がい者の方々の健康も含め、全てを含めた形で、二宮町の条例の特徴を出そうとしてきた。それを目指して、町の修正案をさらに、我々独自の物として修正を加えてきたということが、この9月からの流れである。

委員長 議長の認識とは特に差異はないと思うが、どうか。

露木 今の件に関しては、それでよい。1点、委員長が初めに9月までは我々だけで条文を作成してきたということをお話されたが、その前に町民のかたとの意見交換もしている。その点誤解を招くといけない。

根岸 今まで報告をしてきたことに重ね、2か月分ということであるが、今12月議会で改選もある。初めから時系列を立てて並べた方が分かりやすい。

委員長 その通りである。考え方としては、条例の組み立てについては、議長が言ったように進めてきた。9月議会後、議会報告会・意見交換会を開催した。また、我々としては、せっかくの機会であり、町民のかたの意見を伺いたいということで、独自に意見交換会を開催もしてきた。この9月議会以降であるが、10月は6日、13日、18日、24日、31日に、11月は7日、17日、21日で勉強会として、条文づくりをしてきた。ほぼ委員会内では、合意が取れて、前文、条例文を作り上げることができた。それについて、どうなったかを確認したいがいかがか。

(異議なしとの声あり)

暫時休憩 10時43分～11時17分

委員長 条例だが、この間の経過を申し上げる。8月末に我々の素案を出した後、町側から10月6日に修正の提案が出てきた。その修正の提案であるが、そもそも作成しようとしていた条例とは違うものになっており、特に町は健康増進法に基づく、健康増進推進計画・食育推進計画を意識したものとなっていた。私たちはその修正をすべく、10月は5回、11月は3回にわたり、条例の精査をしてきた。特に条文の中の第2条第1項「心身きらりとはこころと身体がともに健康である状態をいう」、第2項の「健康づくりとは、心身の健康の維持及び増進を図るための取り組みをいう。」を条例でしっかりと位置づけ、再度見直した。第1章から第4章でまとめ、改めて前文を見たときに、文章の組み立て、文章の中の大事な部分、我々がどうしてもこだわりたい部分を前文に入れた。前文の最初は町の状況を入れている。また、我々が考えているものは「乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている」という部分で、支援する人をサポートする仕組みづくりが重要だということに置いて、前文に載せた。そのように進めてきた、教育福祉常任委員会であるが、ここで本日まとまったものを委員会に提案し、これを25日の議会全員協議会(以下、全協)

で議員全員に了承いただこうと思っている。我々が目指している条例づくりは説明したが、健康増進推進計画・食育推進計画だけでなく、子ども子育て支援事業計画や、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、また、障害者福祉計画、地域福祉計画などを網羅する健康づくり計画を意識し、条例を作成してきたところである。それでは条文については、副委員長より読んでいただく。

野地                   それでは読ませていただく。

(資料に基づき説明)

委員長               委員会では2年間にわたり、どのような調査研究を進めようかという所から始まり、健康づくりに関しての条例を作ろうとし、ここまでたどり着いた。委員の皆様のご熱心な活動により、ここまで来られたと思う。残念ながら、任期2年間のうちに条例の提案、制定まではいけなかったが、次の委員へ託したい。逐条解説も作成したが、見直しが必要であるので、次の委員にお願いしたい。もう1つのテーマ、地域と学校の在り方についてであるが、先日、11月15日・16日で視察へ行った。15日は埼玉県三芳町、16日は茨城県境町へ行った。今、二宮町の教育委員会では、小中一貫教育について検討を始めている。我々も一定の動きをしている自治体を視察したいというところで三芳町にいった。小中一貫教育へのメリット等、一定の情報は得られたと考えている。16日であるが、境町は若い町長がスピード感も持ち、様々な施策を進めている中で、予算がなければやれないところが多々あったが、限られた予算をどう教育して、有効に活用し、教育施設をつくるのかという部分を視察して、学ばせていただいた。これに関しては、委員の皆様からすでに報告も出ている。12月議会後の議会だよりにも掲載をしたい。二宮町では小中一貫教育の研究を始めたとともに、コミュニティー・スクールは予算を付けてやっているが、その部分についても、この教育福祉常任委員会で研究をしていかななくてはならないと考えている。

2つの研究テーマについて話したが、これについて何かご意見があればどうぞ。

渡辺                   先ほど条例の進捗状況について委員長より報告があったが、町から提案があったとのこと。実際には説明でもあったように、立ち位置が少し違うということで、私は参考にさせていただいたということが、審議の内容ではなかったかと考えている。修正点は修正であるが、参考にさせていただいたという所を強調していただければと思う。

委員長               渡辺委員の言うとおりであり、参考にさせていただきなら、私たち独自のものを作り上げたと考えている。

露木                   レベル合わせというか、子ども、子どもと書くことで、高齢者はどうするかという議論も経て、子どもは子どもで子ども条例等が必要と思っている。そちらで今後やっていければよい。今回の条例に関しては、子どもから大人まで、子どもも大人も輝く「心身きらり」条例が、今後さらに委員会で揉んでいただければと思う。

野地 内容重視という所でスケジュールを超えてしまったことが反省点である。ここまで前文、条文が報告のとおりまとまってきた。この逐条を含め、今後の委員に引き継いでいただき、是非今期中での制定を目指してほしい。それと、地域と学校の在り方については、これからも継続的に進めるということで、終わりなき問題を常に調査研究をしながら、よき提案ができるよう進めてほしい。

1点確認である。前回の議会報告では、三鷹市の視察については調整を今後していくということであったが、その後どうなったのか教えてほしい。

委員長 三鷹市については、調整が付き、残念ながら現メンバーでは行けないが、来年1月26日、三鷹市において10時から12時に視察をさせていただく。先日の意見交換会においても、なぜ三鷹市に行かなければいけないのかという意見をいただき、それについては、コミュニティー・スクールを始めて10年が経過している市であるので、10年経過しての問題等を改めて視察をしたいと回答した。三鷹市だけでなく、近場の秦野市や厚木市の先進事例を学んでほしいという声もあり、自分たちで調査研究を深めていければと思う。以上である。

野地 質問である。これは改選が行われた後の視察ということになるが、それは委員のみの視察か、委員以外でも同行はできるのか。

委員長 過去に杉並区へ視察に伺ったことがある。その時は委員外の議員にも声をかけている。議会の慣例としては、所属の委員会でもなく、学びたいかたは一定の人数の制限がある場合もあるが、参加は可能と考えている。特に学校の在り方については、二宮町において、各学校がどのように存在していくのかは、非常に重要な問題である。

議長 議員全員、誰もが参加できる形で良いのでは。それと1つお願い。今まで学校についてという課題で、その中で地域と学校の在り方とし、小さくしてきた。学校に関しては、小中一貫教育やコミュニティー・スクールなど3か所視察、認定こども園との複合化等を見てきた。今までの我々が持っている課題に対する視察による答えをまとめ、潰していかないと、今後視察に行くときにどの点を強調して、見てくるべきか、議論してくるべきか整理がつかない。今までそういった整理ができていないので、是非委員会として、その整理をしてまとめ、今後の視察に役立ててほしい。

野地 先ほど報告をさせていただいた案であるが、全協に提出することになると思う。現在、委員会案として本日の日にちのものが資料として出ている。この案についてどのような形で全協に出すか、ここで決めたい。

議長 案が良いと思うが、常任委員会の報告として全協で報告する場合は委員会案でよいが、これを表に出す時というのは議会案または案として出したほうが、町民のかたは分かりやすい。議会内の議論であれば、委員会案でもよい。

また、この条例案で心身きらりと健康づくりの定義から考えると、まだ矛盾のある箇所がある。その点は今後、検討していく必要がある。

野地 現在の委員会案を、案として、日付は今日の日付として全協への資料としたい。

渡辺                   ここで気が付いた点がある。申し送りに入れてほしい。章立てのところ、第9条、第10条、第11条と推進についての条文があり、第3章の名称が組織・会議となっている。協議会について触れているのは第12条のみである。章立てについても見直す必要がある。

議長                   心身きらり計画というものを第8条で定義しているのに、第5条ですでに心身きらり計画という言葉を使っているの、その辺の整理をしてほしい。

暫時休憩 11時20分～11時22分

委員長               議長の話されていた修正部分についても、次に申し送りとして12月以降、新委員会のメンバーで検討してほしい。  
他になければ、これにて閉会する。

閉会 11時22分